

しながわ観光協会運営補助金交付要綱

| | | | |
|----|-------|-------|----------------|
| 制定 | 平成24年 | 3月15日 | 区長決定 要綱第51号 |
| 改正 | 平成27年 | 3月16日 | 要綱第251号 |
| 改正 | 平成28年 | 2月26日 | 要綱第70号 |
| 改正 | 平成31年 | 1月9日 | 要綱第187号 |
| 改正 | 令和3年 | 7月21日 | 要綱第226号 |
| 改正 | 令和6年 | 3月1日 | 部長決定 要綱第39号 |

(目的)

第1条 この要綱は、しながわ観光協会（以下「協会」という。）の円滑な運営を促進するための経費を補助し、もって本区の観光産業の増進に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、協会の円滑な事業運営のために必要な管理運営費及び事業運営費のうち、区長が必要かつ相当と認めたものとする。

(交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条の補助対象に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 協会は、補助を受けようとするときは、次の書類により区長に申請しなければならない。

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 添付書類
 - ・ 収入支出予算書
 - ・ 年間事業計画書
 - ・ 補助金所要額調書
 - ・ 規約

(交付の決定)

第5条 区長は、申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定書（第2号様式）により協会に通知する。

(請求書の提出)

第6条 協会は、前条の交付決定通知を受けたときは、補助金請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第7条 区長は、補助対象事業の実施状況について必要があると認めるときは、協会に対して随時報告を求め調査することができる。

(実績報告)

第8条 協会は、この補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、2カ月以内に当該交付決定に係る事業の実績についての報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 区長は、実績報告書を受領したときは、これを審査確認し補助金額確定通知書(第5号様式)により協会に通知する。

(是正のための措置)

第10条 区長は、第7条の実施状況報告および前条の実績報告を審査の結果、交付の決定内容または、これに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置をとることができる。

(交付決定の取消)

第11条 区長は、協会が次の各号の一に該当したときは交付決定の全部または一部を取消すものとする。

- 1 偽り、その他不正の手段により交付を受けたとき。
- 2 他の用途に使用したとき。
- 3 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、協会が次の各号の一に該当したときは期限を定め、当該部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

- 1 前条により交付決定の全部または一部が取り消されたとき。
- 2 補助金の額が確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約金)

第13条 協会は、前条により交付決定の全部または一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納入した場合におけるその後期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算し

た違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第14条 協会は、補助金の返還を命ぜられた場合にこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（事情変更による届出）

第15条 協会は、補助金の交付決定を受けた後に事情の変更を生じたときは、速やかにその旨を届出て、区長の指示を受けるものとする。

（関係書類の保管）

第16条 この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式

年 月 日

品川区長あて

申請者住所 品川区大井1丁目14番1号
団体名 しながわ観光協会
代表者氏名

補助金交付申請書

しながわ観光協会運営補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく
関係書類を添えて申請いたします。

記

補助金交付申請金額 円

(添付書類)

1. 収入支出予算書
2. 年間事業計画書
3. 補助金所要額調書
4. 規約

第2号様式

文 書 番 号
年 月 日

しながわ観光協会

様

品川区長

補 助 金 交 付 決 定 書

年 月 日付で申請のあった 年度しながわ観光協会
運営補助金について、下記のとおり交付する。

記

1. 交付金額 円

2. 交付方法

第3号様式

年 月 日

品川区長あて

申請者住所 品川区大井1丁目14番1号
団体名 しながわ観光協会
代表者氏名 印

補助金請求書

年 月 日付 文書番号 をもって交付決定を受けた
年度しながわ観光協会運営補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

請求額 円

第4号様式

年 月 日

品川区長あて

申請者住所
団体名
代表者

事業実績報告書

年 月 日付 文書番号 をもって交付決定を受けた
年度しながわ観光協会運営補助金の事業実績について、次の関係書類を添えて
報告します。

記

1. 年度 事業実績報告書
2. 年度 収支決算書
3. 年度 補助金精算書

第5号様式

文 書 番 号
年 月 日

しながわ観光協会

様

品川区長

補 助 金 額 確 定 通 知 書

年 月 日付で実績報告書の提出があった 年度しながわ観光協会運営補助金について、下記のとおり確定する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付確定金額 | 円 |
| 2. 交付済金額 | 円 |
| 3. 差引金額 | 円 |